## 告 示

埼玉県告示第三百二十八号

定による意見の概要について、 のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第八条第一 同条第三項の規定により公告し、 項及び第二項の規 及び当該意見を次

平成二十五年三月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

## 一意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド埼玉新座店

埼玉県新座市野火止六丁目七百二十番一外

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

I I 環境と住みよいまちづくりの実現にご協力いただきたい。 性化に関する条例」並びに埼玉県が平成十九年十月に策定した「大型店、 の中心的担い手である新座市商工会に加入し、 新座市が平成十九年九月に策定した「新座市小売事業者等による地域の活 ン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づき、 地域事業者と共に適正な商業 地 域 商業活性化 チ

合、早期 本社の営業方針等の変更により周辺環境に影響を及ぼす可能性が生じた場 に情報提供をお願いしたい。

## 一縦覧期間

平成二十五年三月二十二日から平成二十五年四月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター